

ご遺族の方へ

お亡くなりになった方について、下記に該当する場合は、男鹿市役所・若美支所または各出張所にて手続きをお願いします。

□ **国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の返還**

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者であった方の保険証を生活環境課総合窓口／若美支所／各出張所へ返還してください。

□ **国民健康保険または後期高齢者医療であった方の葬祭費申請**

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者であった方については、葬祭費支給申請（5万円）の手続きを生活環境課総合窓口／若美支所／各出張所にてお願いします。喪主の方の通帳と印鑑をお持ちください。

□ **福祉医療受給者証（白色・ピンク色・青色）の返還**

福祉医療（**福**）受給者であった方の受給者証を生活環境課総合窓口／若美支所／各出張所へ返還してください。

□ **印鑑登録証の返還**

印鑑登録されていた方は、印鑑登録証を生活環境課総合窓口／若美支所／各出張所へ返還してください。

□ **通知カードまたは個人番号カードの返納**

法令上返納の義務はありませんが、＜通知カードまたは個人番号カード返納届＞へ記入のうえ、生活環境課総合窓口／若美支所／各出張所へ返納することができます。

□ **障害者手帳の返還**

障害者手帳は県に返還（返納）することになりますので、福祉事務所福祉班／若美支所／各出張所にて返還手続きをしてください。

□ **介護保険被保険者証（黄色）の返還**

介護サービス課／若美支所／各出張所へ返還してください。

□ **税金の手続き**

● 本年度の税金は相続人に引継がれます。お手元の納税通知書により、相続人が連帯して納付してください。納税通知書を紛失した場合や、不明な場合は、税務課収納班へお問い合わせください。

● 固定資産の所有者が亡くなったときは、税務課課税班へ＜相続人代表者指定届＞を提出してください。

＜相続人代表者指定届＞とは、相続登記が完了するまでの間、相続人を代表し納税通知書を受領する方を指定していただくためのものです（年内に相続登記がお済みの場合は届出不要です）。なお、この届出は固定資産税に関する手続きですので、相続による所有権移転登記とは何ら関係ありません。

----- 裏面に続きます -----

□ 年金の手続き

年金の種類によって手続き先や必要書類が異なります。

ご不明な点は、お手元に年金番号をご用意のうえお問い合わせください。

【年金のお問い合わせ・事前予約・手続き先一覧】

種類	部署名・所在地	電話番号・受付時間帯
国民・厚生・船員	秋田年金事務所 要予約 秋田市保戸野鉄砲町5-20 (秋田中央郵便局となり)	☎018-865-2392 自動音声案内のため、 「9」を押した後、「5」を押してください。 月～金 8:30～17:15 第2土曜 9:30～16:00
	男鹿の年金出張相談 要予約 男鹿市船川港船川字新浜町50 『オガルベ』(商工会の建物)	☎018-865-2392 (会場に電話がないため、 年金事務所に繋がります) 木曜 10:00～14:30
	街角の年金相談センター 秋田駅東口『アルヴェ』2階	☎018-893-6491 月～金 8:30～17:15
共済	加入していた共済組合	年金証書などをご覧ください。
<p>次に該当する方は、男鹿市役所にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金受給前の方(国民年金のみ加入) 障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみ受給者 福祉年金受給者 <p style="text-align: right;">男鹿市役所 生活環境課 ☎0185-24-9111</p>		

□ 水道・ガスの手続き

- 水道・ガスの使用開始・中止については、企業局管理課(☎0185-46-4103)へ連絡をお願いします。
- 水道・ガスの使用者・所有者の名義変更については、企業局管理課／生活環境課総合窓口／各出張所にて変更の届出をお願いします。

□ 農業委員会の手続き(農業委員会事務局 ☎0185-24-9153)

- 農業者年金の受給者または加入者が亡くなったとき
- 農地の生前一括贈与を受けた贈与者または受贈者が亡くなったとき
- 農地の相続登記が完了したとき
- 農業経営者(または農地管理者)が変更になるとき

上記に該当する場合、手続き等必要ですので、農業委員会事務局へお問い合わせください。

- 森林の土地の取得所有者の名義変更については農林水産課(☎0185-46-2116)にて届出が必要です。

※各種手続きにいらっしゃる際は、印鑑をご持参ください。

※上記以外にも、市から発行された手帳等をお持ちの方は届出をお願いします。

<お問い合わせ先>

● 男鹿市役所(代表) 電話 0185-23-2111

- 生活環境課 市民サービス班
(戸籍・住民票・印鑑登録・国民年金) 0185-24-9111
- 生活環境課 保険班
(国保・後期高齢者医療・福祉医療) 0185-24-9112
- 税務課
 - ・課税班(市民税・国保税等の課税内容) 0185-24-9134
 - ・課税班(資産税等の課税内容) 0185-24-9135
 - ・収納班(納付方法、納付書再交付) 0185-24-9136

● 若美支所 電話 0185-46-2111

日本年金機構（未支給請求・死亡一時金）

国民年金・厚生年金をうけている方が亡くなったとき

亡くなった月までの年金については、『未支給年金』として、生計が一緒だったご遺族の方（優先順位あり）が受け取ることができます。

<手続きに必要なもの>

- 亡くなられた方の年金証書
- 戸籍謄本など（亡くなられた方と請求される方との関係がわかる戸籍）
- 亡くなられた方の住民票の除票（死亡日の記載のあるもの）
- 請求される方の世帯全員の住民票
- このほか、下段にある「共通して必要なもの」

※ このほか、遺族年金請求もできる場合があります。

未支給請求よりも支給要件が狭まります。くわしくは年金事務所までお問合わせください。

国民年金保険料を納めている方が亡くなったとき

国民年金保険料を納めた月数が36月以上ある方が、年金を受けることなく亡くなったときは、『死亡一時金』または『遺族年金』として、生計が一緒だったご遺族の方（優先順位あり）が受け取ることができます。

<手続きに必要なもの>

- 亡くなられた方の年金手帳
- 戸籍謄本など（亡くなられた方と請求される方との関係がわかる戸籍）
- 亡くなられた方の住民票の除票（死亡日の記載のあるもの）
- 請求される方の世帯全員の住民票
- このほか、下段にある「共通して必要なもの」

共通して必要なもの

- 通帳（請求者名義で振込を希望する口座）
- 請求される方の認め印
- 免許証など、来所者本人と確認できるもの
（写真付がない場合は、保険証とキャッシュカードなど二つ以上）
- 本人以外が手続きに行く場合、年金専用の委任状（用紙は市役所にあります。）
- 亡くなられた方と請求される方が住民票上別世帯の場合、『生計同一申立書』

『生計同一申立書』について

用紙は年金事務所や市役所にあります。

<記入内容>

- ・世帯が別になっている理由
- ・金銭援助の頻度や金額、訪問回数
- ・記入内容に間違いのないことを第三者から証明してもらう欄があります。

※ 第三者とは、民生委員、施設入所者だった場合は施設職員など、親族以外の人をいいます。